**適切な伐採活動を実践するための自主行動規範**

私は、伐採作業や森林作業道の開設にあたり、林地の荒廃や災害が発生しないよう、下記に基づく適切な伐採活動を実践します。

記

1. 伐採作業に大型林業機械等を使用する場合は、伐木、造材、運材作業に伴い林地の荒廃を招かないよう配慮します。

なお、林地荒廃が発生した場合は、速やかに土砂流出防止等の措置を講じるとともに、人工植栽により森林の早期回復を図ります。

1. 枝払いや玉切等の造材にあたっては、その施業で生じた枝や根株等の林地残材が、伐採区域内から流出したり、森林作業道の排水施設を塞がないよう必要な措置を講じます。
2. 森林作業道の開設にあたっては、一時的に使用する場合は早期に現状回復するよう配慮し、長期間使用する道路は車輛（機械）に応じた安全性、耐久性のある構造にするとともに、路体・法面が早期に安定するよう配慮します。

さらに、林地の荒廃や災害発生をもたらす無秩序な開設を避けるように計画します。

1. 所有界については、誤伐を防止するため、境界確認を徹底します。
2. 上記１～４について、現場監督員、現場作業員に周知徹底します。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　伐採地

　　　　　　　　　　　　　　　伐採者　（住所）

（氏名）　　　　　　　　　　　　　　（印）